

令和2年4月13日

公共交通機関等の通学定期券を利用して
通学する生徒の保護者の皆様

京都市立銅駄美術工芸高等学校
校長 吉田 功

臨時休業措置にかかる通学定期券の特例払い戻し等について

新型コロナウイルスの感染症対策として、令和2年4月10日（金）から再度、臨時休業が実施されたことに伴い、公共交通機関において、通学定期券の特例払い戻しを実施しておりますので、以下のとおりお知らせいたします。また、就学援助制度や遠距離通学費制度により通学費の申請をしておられるご家庭については、下記の通りご参照ください。

1 通学用定期券の特例払い戻しについて

臨時休校措置が全国的なことを踏まえ、現在、多くの公共交通機関において、最終登校日を最終使用日とみなして払い戻しを行う等の特例扱いをホームページ等で周知されております。

なお、公共交通機関により、払戻し実施の対応に違いがありますので、各自で利用する公共交通機関に直接ご確認いただき、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

2 高等学校生徒通学費補助金の対象となるご家庭について

高等学校生徒通学費補助金の対象となる世帯については、登校日数にかかわらず、購入実績に応じて支給されます。なお、交付の対象となるのは、定期券もしくは回数券の購入が対象です。

